

## 広域協議会の活動状況と特定計画の策定状況

### 関東と中部近畿の広域協議会

環境省では、農林水産省、国土交通省や関係都府県（鳥獣・水産部局）等とともに平成17年に関東地区（11都県）、平成18年に中部近畿地区（15府県）にカワウ広域協議会を設置しています。広域協議会は、国の関係機関や各都府県の鳥獣行政、水産行政、河川行政担当部局等が参加し、広域保護管理指針の作成、広域的なモニタリング調査、一斉追い払いなどの取組を行っているほか、ねぐら除去や繁殖抑制技術など、より効果的な手法の確立に向けた情報共有などを推進しています。

関東カワウ広域協議会では、広域一体的な対策として平成18年から毎年4月に10日間程度、関係する漁協が一斉にカワウ対策を行なう「一斉追い払い」を実施し、カワウの飛来数の減少につながっています。

### 特定鳥獣保護管理計画等の作成状況

計画的、科学的な保護管理のためには、特定鳥獣保護管理計画(以下、特定計画)やそれに準じる任意計画を作成することが重要です。カワウについては、福島県と滋賀県において特定計画が策定されており、栃木県、山梨県、静岡県でも任意計画が作成され、これに基づいて管理が進められています。このほかにも関西広域連合において、管理計画が作成されています。

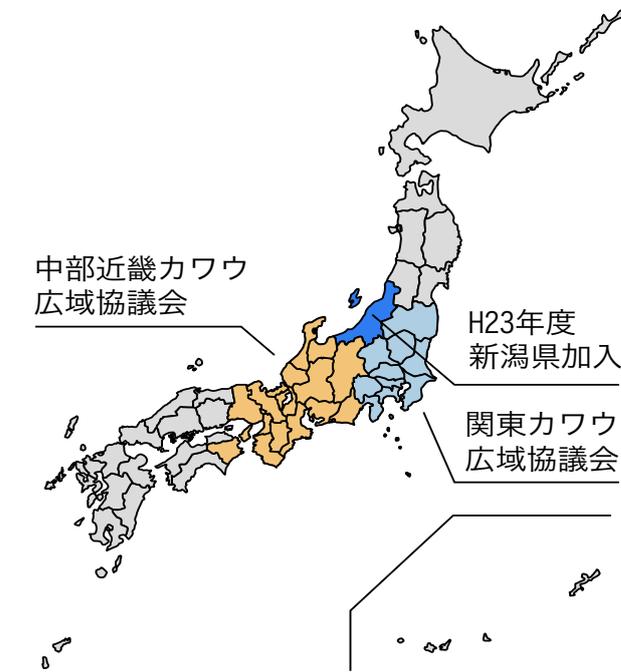


図1. 関東カワウ広域協議会および中部近畿カワウ広域協議会の範囲。平成23年度に、新潟県が関東カワウ広域協議会に加入した。

表1. 都道府県における特定計画等の作成状況。○は、特定計画が作成されている県を、△は、任意計画が作成されている県を示す。

都道府県	作成状況	都道府県	作成状況
北海道		滋賀	○
青森		京都	
岩手		大阪	
宮城		兵庫	
秋田		奈良	
山形		和歌山	
福島	○	鳥取	
茨城		島根	
栃木	△	岡山	
群馬		広島	
埼玉		山口	
千葉		徳島	
東京		香川	
神奈川		愛媛	
新潟		高知	
富山		福岡	
石川		佐賀	
福井		長崎	
山梨	△	熊本	
長野		大分	
岐阜		宮崎	
静岡	△	鹿児島	
愛知		沖縄	
三重		計画数	5